

サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部生活環境課サイバー犯罪対策室

平成29年
3月14日
Vol.5

「サイバーセキュリティシンポジウム道後2017」において、地元企業向けサイバーセキュリティセミナーを開催。

～ 中小企業向け SEC道後・サイバーセキュリティセミナー ～

2月23・24日、松山市立子規記念博物館において、警察庁、IPA、富士通等から講師を招きセミナーを開催しました。

セミナーでは、身近で発生しているサイバー犯罪、サイバー攻撃のほか、企業でもできるサイバーセキュリティ対策などを紹介しました。

来年度も、地元向けのイベントを開催するので、多数のご来場をお待ちしています。



～ 「SECURITY ACTION」 制度を知っていますか？ ～

- 中小企業自らが情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度です。
- IPAに申請して、ウェブサイトや名刺に掲示することで取組を宣言するものです。
- 「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の実践をベースに2段階を用意しています。
- 実施開始時期（予定）は、2017年4月です。



セキュリティ対策自己宣言



セキュリティ対策自己宣言

1段階目（一つ星）

ガイドライン附録の「情報セキュリティ5か条」に取り組むことを宣言。

2段階目（二つ星）

ガイドライン附録の「5分できる！情報セキュリティ自社診断で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティポリシー（基本方針）を定め、外部に公開したことを宣言。

※ セミナーにおいて、企業における情報セキュリティの普及促進を促すための取組として紹介されました。

※ 「SECURITY ACTION」 ホームページはこちら。

URL：<https://www.ipa.go.jp/about/press/20170207.html>

相談窓口

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課

サイバー犯罪対策室 TEL 089-934-0110